

加入金取扱要綱

昭和55年6月1日制定

令和7年4月1日一部改正

[営業課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第30条の2及び郡山市簡易水道事業給水条例（以下「簡水条例」という。）第28条の2に規定する加入金の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

(加入金納入の対象)

第2条 条例第30条の2及び簡水条例第28条の2の規定により、給水装置の新設または改造（メーター口径を新たに増径する場合）をする者は、加入金を納入しなければならない。

(加入金の額)

第3条 条例第30条の2第2項及び簡水条例第28条の2第2項に規定する額とする。ただし、改造の場合の加入金の額は、新メーター口径と旧メーター口径の差額とする。

(加入金の納入時期)

第4条 条例第30条の2第2項及び簡水条例第28条の2第2項の規定により、給水装置工事の申請後、工事承認の際に納入しなければならない。

(加入金の追徴)

第5条 次に該当するときは、加入金の追徴をしなければならない。

- (1) 工事中における設計変更でメーター増径により加入金の額に変更が生じたときは、変更に係るメーターの口径に応じた加入金の差額を徴収する。

(加入金の還付)

第6条 次に該当するときは、加入金の還付をしなければならない。

- (1) 給水装置工事の申込を取り止めたときは、既納の加入金は還付する。
- (2) 工事中における設計変更でメーター減径により、加入金の額に変更が生じたときは変更に係るメーターの口径に応じた加入金の差額を還付する。
- (3) 前2号に定める場合を除くほか、既納の加入金は還付しない。

(加入金の免除)

第7条 条例第32条及び簡水条例第30条の規定により、次に該当するときは、加入金を免除する。

- (1) 給水装置の所有者が、既納している加入金に係るメーター口径以内で改造工事及び再増径工事をするとき。
- (2) 給水装置の所有者が、受水槽方式から施設全体を直結給水に改造工事をするとき。但し、受水槽方式から給水装置の一部を直結給水とする場合は加入金を徴収する。
- (3) その他、管理者が特別な理由があると認めたとき。

(分岐個所の処理)

第8条 免除の承認を受けた者は、現給水装置を分岐個所で撤去又は、止水をしなければならない。ただし工事費用は所有者の負担とする。

附 則

この要綱は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。